

「自動車通学許可証」未提示者への 罰則を強化します

自動車通学のルール違反をしているにもかかわらず、警告ビラや呼び出しに応じない悪質な者がいます。自動車通学制度の厳格な運用のため、以下の通り

2016年10月より罰則を強化します。

◆自動車通学の許可を受けているが、車のダッシュボード上への許可証未提示を繰り返す者

電話やメール(関学アドレス:@kwansei.ac.jp)で連絡し、1週間以内に対応がない場合、パスカードの使用停止処理を行います。**(持っているパスカードが強制的に使用不可となります。)**

※パスカードをもとの状態へ戻すためには、神戸三田キャンパス事務室で手続きが必要。

◆無許可で通学している者

自動車通学の許可を受けていない車両を発見次第、**警告タグを車両のミラー部分に取り付けます。**※タグは神戸三田キャンパス事務室へ申し出ることで外します。事務室が閉室している場合はIV号館警備室に申し出ること。

警告タグ取り付け例 ▶



関学生としての自覚を持ち、ルールを守って正しく通学しましょう。